

消教推第222号
2023年4月28日

各都道府県消費者行政担当部局 御中
各指定都市消費者行政担当部局 御中

消費者庁消費者教育推進課

「社会への扉」等を活用した私立高等学校、特別支援学校等向けの
出前講座事業の実施について(協力依頼)

日頃より消費者教育の推進に当たり御高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

2022年4月に成年年齢引下げが施行されました。これまで、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム(2018年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)」等に基づき、「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育が全国の高等学校等において実施されるよう働き掛けを行ってきたところ、各地方公共団体の皆様の御協力により、実践的な消費者教育が実施された高等学校等の割合は高まってきました。

しかしながら、成年年齢引下げ施行後も、18歳、19歳を含む若年者に、美容や儲け話等に関するトラブルが多く発生しており、若年者に対する消費者被害・トラブルの未然防止及びそのための更なる消費者教育の充実が重要となっており、引き続き「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針―消費者教育の実践・定着プラン―(令和3年3月「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」決定)」に基づき、切れ目のない消費者教育に取り組む必要があります。

そのため、消費者庁では、昨年度に引き続き全国の私立高等学校、特別支援学校等(以下「各教育機関」という。)※1を対象とした実践的な消費者教育講座事業を実施することとし(事業概要については別紙参照)、今般、公益社団法人全国消費生活相談員協会(以下「全相協」という。)に本事業の業務委託を行いました。個別の学校への説明や講師派遣等は委託先である全相協が直接行いますが、貴職におかれましては、本事業が多くの各教育機関において積極的に御活用いただけるよう、管内の各教育機関への周知、働き掛けに御協力いただきますようお願いいたします。

また、消費者庁においては、高等学校等で活用できる教材等を作成し、消費者庁ウェブサイトの「18歳から大人」特設ページ※2において公表しておりますので、各学校の実情や授業構成等に応じて御活用いただけるよう、併せて管内の各教育機関等への周知に御協力をお願いいたします。

なお、本出前講座事業につきましては、文部科学省を通じて私立高等学校等担当部局及び教育委員会等にも周知等の御協力依頼を行いますので、私立高等学校等担当部局及び教育委員会等とも連携した取組をよろしくお願いいたします。

※1 本事業で出前講座派遣先の対象となる学校(教育機関)

- ・ 中学校(中等教育学校の前期課程を含む)
- ・ 私立高等学校
- ・ 私立中等教育学校
- ・ 高等専門学校
- ・ 特別支援学校(中等部・高等部)
- ・ 専門学校
- ・ 大学等

上記学校の生徒、学生、教職員及び保護者(原則として、学校の保護者会及びPTA)

※2 「18歳から大人」特設ページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

【本件問合せ先】

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
消費者庁消費者教育推進課 消費者教育担当
TEL 03-3507-7566(直通)
E-mail g.kyoiku@caa.go.jp